



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成28年 3月 16日

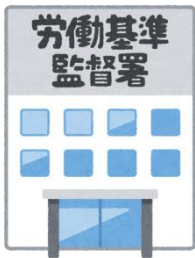
【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402



ストレスチェック制度にかか

検査結果報告書(様式6号の2)

が示されました

平成27年12月1日から施行している改正労働安全衛生法の「ストレスチェック制度」にかか

る報告様式が示されました。
一般健康診断にかか

る報告と同様、一年毎(1月から12月)の実施状況の結果について、実施後に、必要項目について記入の上、事業所の管轄労働基準監督署への提出が義務付けられております。
事業主の皆様におかれましては下記のアドレスから、または様式をダウンロードしていただきA4用紙に印刷して、必要事項を記載・事業主印を押印の上、提出いただきますようお知らせいたします。

厚生労働省関連ページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei36/index.html)

↓ 今回示された様式(6号の2)

「心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書」

